

＜SEC スタッフ・ペーパーに寄せられたコメントについて＞

2011 年 8 月 22 日

企業会計基準委員会 事務局

I. コメント提出状況全体について

- 2011 年 5 月 26 日に、米国証券取引委員会（SEC）の主任会計官局が公表したスタッフ・ペーパー「米国の発行企業の財務報告制度への国際財務報告基準（IFRS）の組込みに関する検討のためのワーク・プラン — 考えられる組込方法の探究」（以下「スタッフ・ペーパー」という。）では、スタッフ・ペーパーに対するフィードバックを、7 月 31 日を目途に求めている。
- SEC のホームページでは、「グローバル会計基準のためのワーク・プランへのコメント」（File No.4-600）というサイトが公開されている。そこでは、上記のスタッフ・ペーパーへのフィードバックを中心に、8 月 19 日現在、150 通弱のコメントが掲載されている。このうち、スタッフ・ペーパー公表後に提出されたコメントは 130 通を超えている。
- コメントの多くは、企業や団体に所属する個人の名前で寄せられており、企業や団体名でのコメントも散見される。地域別では、米国からのコメントが圧倒的に多い。
- 代表例として、投資家ではカリフォルニア州退職年金（CalPERS）、金融機関ではシティ・グループ、モルガン・スタンレー、UBS 米国法人、Aflac、格付機関では Standard & Poor's（S&P）、事業会社では IBM、ヒューレット・パカード、インテル、ベライゾン、デル、グッドイヤー、シェブロン、ノースロップ・グラマン、ペプシコ、ファイザー、マイクロソフト、シスコ・システムズ、エクソン・モービル、フォード、マクドナルド、ユニオン・パシフィック、フェデックス、GM、GE、イーライ・リリーなどがある。
- 監査人では、7 月 28 日に Ernst & Young、7 月 29 日に KPMG、8 月 1 日に PricewaterhouseCoopers、8 月 8 日に Deloitte Touche が、それぞれコメントが寄せ、その後、8 月 17 日に米国公認会計士協会（AICPA）がコメントを寄せている。

- 団体では、7月28日に北米保険業界団体 GNAIE、不動産投資信託協会など9つの団体が連携してコメントを寄せた。8月2日には、別途、代表的な経済団体である Financial Executive International (FEI) がコメントを寄せている。
- 個人のコメントの中には、7月28日提出のコンラッド・ヒューイッド前 SEC 主任会計士などが含まれている。
- 外国（米国以外）からのコメントは少数であるが、英国からは英国公認会計士協会、ICAEW や大手金融機関（HSBC、ドイツ銀行）、カナダからは銀行協会や鉄道会社、スイスからは大手金融機関（クレディ・スイス）などから、それぞれ寄せられた。その他は、ブラジルやフランスからのコメントも見受けられる。日本からのコメントは見当たらないが、日系米国企業として、6月24日に、Toyota Motor Credit Corporation からコメントが寄せられた。
- 本稿では、これらのコメントのうち、米国公認会計士協会、4大監査法人、経済団体、格付機関、事業会社3社（自動車、エネルギー、コンピュータ）のコメントについて、その概要を紹介する。
- なお本稿は、公開された情報をベースに抄訳したものであるが、正確性を保証するものではない。より正確な理解のためには、下記のホームページに掲載されている原典を参照されたい。

<http://www.sec.gov/comments/4-600/4-600.shtml>

II. 監査人のコメント概要

米国公認会計士協会

< エンドースメント方法論の目的 >

- 我々は、世界中の公的な企業が透明性や比較可能性の高い財務方向を行うために使われる、単一で高品質で包括的な会計基準策定の目的を支持する。
- 我々は、1つの財務報告言語は、投資家のみならず財務諸表作成者、資本市場に便益をもたらすと信ずる。なぜならば、様々な国に存在する財務報告主体の比較を容易にするからである。
- 我々は、IASBが開発する会計基準が、グローバルな会計基準としてベストなものであると信じている。従って、スタッフ・ペーパーが示す目的、すなわち US GAAP に準拠している米国企業が、IASBが開発する IFRS にも依拠することができる体制に同意する。

< IFRS 選択適用 >

- SEC が、エンドースメントなりコンバージェンスなりのアプローチを通して、米国財務報告システムに IFRS を組み込む (incorporate) 事を決定するか否かに関わらず、我々は、米国企業には、IASBが開発する IFRS を適用する選択肢が与えられるべきと信じている。選択適用は、現段階では存在しない、米国企業と IFRS 準拠の外国企業との一貫性のレベルを引き上げることになる。そして、IFRS を選択した米国企業と IFRS 準拠の外国競合企業との比較を容易にする。
- さらに、IASBが開発する IFRS の選択権が米国企業に与えることは、IFRS を米国報告システムに組み込むという目標の達成に向かった重要なステップとなる。様々な (アネクドタルな) 証拠が示すところでは、IFRS を選択しようとするいくつかの企業は、システムの準備は大きな問題とは考えていないようである。

<エンドースメント>

- 実際問題として、我々は、米国財務報告システムに IFRS を組込むためには、エンドースメント・アプローチの考え方と、US GAAP に IFRS を組込むことを容易にするための FASB の維持、しかしながら、その動きは、SEC の目標を達成するために提案される方法論の有効性を制限する「実質的な挑戦」であることも感じている。こうした挑戦とその解決策として以下のことが挙げられるだろう。

<実質的な挑戦>

- スタッフ・ペーパーは、エンドースメント・アプローチでは、SEC と FASB に対して、確立した調書（protocol）に則り、IFRS を修正したり補足したりする能力が与えられるとしている。この能力は、もし軽々しく適用されると、両方（IFRS と US GAAP）に準拠したことにならない。さらに言えば、他の新興国との比較で、IFRS との差異を生ずることになるだろう。従って、スタッフ・ペーパーも述べているように、IFRS の修正に対する閾値は、そうしたことが「まれ」にしか起こらないように、高く設定することを提案する。我々は、こうした調書が開発されることで、SEC のより深い考え方が提案されることを歓迎する。
- 我々は、エンドースする会計基準の適用は、将来に向かって行うことを支持する（遡及はしない）。その理由は費用対効果を考えてのことである。ただし、IFRS 第 1 号（遡及を要求）と適合しないことは認識しておくべきある。
- これは IFRS 第 1 号を適用しない形となるが、それなしでは、米国企業は疑いなく IFRS に準拠したとは言えない。従って、我々は、SEC とそのスタッフに、米国企業にとっての IFRS 適用のためのニーズとして、便宜を与えるよう、IASB とともに働きかけていく。

<移行措置>

- 我々は、IFRS へのエンドースメント・プロセスにおいて、基準開発に影響がないカテゴリ3の基準（MoU プロジェクトの対象でなく、IASB のアジェンダにも含まれないもの）について懸念を持っている。
- すなわち、我々は、カテゴリ3の基準を1つずつエンドースすることは、コストも要し、ばらばらになりがちで、多くの利害関係者に混乱を引き起こすと考える。
- 多くの企業、特に中小企業にとって、長期間にわたる会計基準の変更は、困難を伴う。従って、MoU プロジェクト終了後、IFRS を組込むカテゴリ3のエンドースメント・プロセスは、アドプションの日を以て、公開企業のための US GAAP に一括して行うべきである。
- カテゴリ2（MoU プロジェクトの対象ではないが、IASB のアジェンダに含まれるもの）は、IASB が基準開発を終了してから対応すればよい。
- そのためにも、FASB と IASB は、米国が IFRS に移行するまでの IFRS 策定に向かって、緊密に連携すべきである。

<規制の環境>

- 米国における IFRS 移行は、包括的な作業である。もし IFRS が米国企業の財務報告のベースとなるなら、監査や規制の環境も変更する必要がある。IFRS は現行の US GAAP に比べて、詳細さに欠け、会計原則適用に判断の余地が入る。従って、財務諸表作成者や監査人の判断を考え直すような状況を最小限にする必要がある。
- さらに我々は、監査の面でも、PCAOB に対して、IAASB が開発する監査基準との調和を図るべく働きかけていく。

<FASB の役割>

- 我々は、FASB が、引続き、国際的な会計基準の分野で、高品質な会計基準開発を支えるべく、積極的な役割を果たすことに同意する。それは、新しい財務報告の問題についてプロアクティブに行うことであり、基準開発において、米国の利益を確保することにつながる。
- FASB の役割は、IASB とともに高品質な会計基準を開発することに絞られるべきであり、IASB とともに権威ある適用指針や解釈指針を開発することである。
- FASB から、別の教育ガイダンスが権威なしに発行されることは懸念する。必要とされるガイダンスは、IASB とともに、基準開発活動の一部として行われるべきである。教育ガイダンスの開発は FASB の中心的なミッションではない。

<非公開企業や非営利企業>

- スタッフ・ペーパーの中心的なテーマは、US GAAP の維持と米国基準のコード化の中での IFRS の組み込みである。その枠組みは、公開企業に直接、影響する。
- 非公開企業について言えば、ブルーリボンパネルの推奨を支持する。すなわち、別の基準設定主体を設立し、非公開企業向けに、現行の US GAAP の例外や修正を開発することである。別の基準設定主体が設立されれば、FASB は、公開企業のため米国財務報告システムに IFRS をエンドースする作業に、効率よく集中することができる。

監査法人 A

- スタッフ・ペーパーのアプローチを支持する。高品質でグローバルに認められた会計基準の単一のセットという最終目的達成に近づくためのバランスのとれたアプローチである。
 - このアプローチで US GAAP と IFRS がより一層収斂するためには、SEC は、基準設定の過程でインプットを提供することで、引続き権限を行使する必要がある。
 - FASB が、米国会計基準設定主体としての役割を継続すること、IASB の基準設定プロセスに積極的に参加することを支持する。
 - FASB が、十分かつ事前に確立された手続きに従って、IFRS の組込みを評価するプロセスを支持する。
- スタッフ・ペーパーに記されたアプローチを支持するものの、以下の理由から、スタッフ・ペーパーのアプローチでは、米国企業が（移行期間後に）IASB が公表した IFRS への準拠を主張できるという目的が達成される可能性は低い。
 - IFRS と US GAAP との特定の既存の差異をなくすことは困難である。
 - FASB と IASB は、一部の MoU プロジェクトで結論が異なっている。
 - 遡及適用を求めている IFRS 第 1 号との不整合の問題（IFRS 第 1 号の適用を要求するか、IFRS 第 1 号を修正しなければ、US GAAP と IFRS は同じとならない）。
- 長期間にわたって頻繁な変更を生み出す方法は支持しない。
 - 変更は IFRS とのコンバージェンスのためだけに行われることを希望する。
 - 変更が行われる場合でも、作成者の負担を軽減する方法が十分に検討されることを希望する。
- 米国企業による IASB が公表した IFRS の任意適用を支持する。

監査法人 B

- 世界中で整合的に適用、執行される高品質でグローバルに認められた会計基準の使用と目的に向けた適切なステップとして、スタッフ・ペーパーに記されたアプローチを支持する。
- SEC は、関係者が、現在有している不確実性を削減するために、米国企業による IFRS の適用の計画（予想される移行期間を含む）について、明確に伝達することが重要である。
- 現在、世界中での財務報告基準の適用について、規制面の監督及び執行に相違があることにより、IFRS の適用に相違がある。世界中での整合的な適用には、規制面での整合性も必要であるので、SEC は他の証券規制当局との連携の計画についても対処すべきである。

1. IFRS 組込みのビークルとして US GAAP を維持

- IFRS 組込みのビークルとして US GAAP を維持することに同意する。
 - スタッフ・ペーパーのアプローチのように、移行期に US GAAP に IFRS を直接組込み、US GAAP を維持することで、混乱や移行のコストを最小限にできる。
 - FASB を維持することで、IFRS を組込む際に米国の財務報告論点が適切に検討、対処される。
- 移行期間の終わりに US GAAP と IFRS の両方に準拠できるようにするという目的は、比較可能性の向上するためのアプローチの重要な一部である。

2. FASB の役割、IFRS についての FASB の検討事項に対する枠組み

- FASB が米国の基準設定主体としての役割を継続することを支持する。
 - IASB へのインプット提供に重点をおくべき。
 - US GAAP と IFRS の既存の差異に対処するため、次のような活動を行う。
 - ✧ IASB の代わりにリサーチを実施
 - ✧ IASB が提案する基準について米国でのアウトリーチを主導

- ✧ IASB の審議期間中に米国関係者のフィードバックを提供
- ✧ IASB が提案する基準について米国関係者とフィールド・テストを実施
- ✧ 新しい IFRS が US GAAP にエンドースされるべきかを判断するデュー・プロセスを実施
- ✧ 基準を整合的に適用するのに補足的なガイダンスや開示が必要かを検討
- ✧ IFRS が取り扱っていない米国財務報告論点に関してガイダンスを提供すべきかを検討
- 移行計画とエンドースメントの手続きについてのデュー・プロセスを策定する。

3. 移行プロセス

- 基準設定活動を 3 つの区分に整理する移行プロセスを支持する。
 - さらに、FASB の移行計画にはコンバージェンスに至らなかった MoU プロジェクト（金融商品、連結など）も含めるべき
 - 区分 3 のプロジェクトの適用は、移行プロセスを促進するためには、グループにまとめられるべき
- 将来に向かった適用については、将来に向かった適用とあらかじめ決めるのではなく、基準ごとに決定すべき（投資家のニーズと導入コストを検討）

4. IFRS の早期適用

- 一定の企業について任意適用を支持するが、US GAAP と IFRS への双方への準拠の目的達成が明らかになるまでは、範囲を拡大することは支持しない。

5. IASB の構成

- 基準設定主体のメンバーが、IASB のメンバーとなることは支持しない。
 - IASB が独立した機関として機能する能力の妨げとなるため
 - しかし、米国市場や財務報告の実務経験のあるメンバーが IASB に参画すべき

監査法人 C

- 高品質でグローバルな単一の会計基準の整合的なビジョンを支持する。これを達成できる可能性がある唯一の会計基準が IFRS である。
- しかし、このビジョンを達成するためには、次の 2 つが不可欠である。
 - すべての主要な資本市場で IFRS が採用されること。
 - IFRS の整合的な適用を促進するために、規制当局、IASB 及び IFRS 解釈指針委員会、作成者、監査人が連携すること。
- 以下の理由のため、米国での IFRS の強制適用について、資本市場や政策的な支持は十分に得られていない。
 - 米国企業の重点課題は、未だ経済危機からの回復に置かれている。
 - 米国基準が高品質であるため、IFRS に移行することによる資本コストのベネフィットが生じない可能性がある。
 - コンバージェンス・プロジェクトによる変更が継続中である。
- 十分な支持はなくとも、ビジョンの達成へ向けた動きは止めるべきではない。
- 以下を通じて、IFRS がグローバルな基準としてさらに進展が遂げられれば、高品質でグローバルに認められた単一の会計基準の便益を達成する基礎は、さらに強化されることになるであろう。
 - 現在のコンバージェンス・プロジェクトの完成
 - 会計基準の改善
 - 主要な資本市場の規制機関の連携強化（IFRS 適用の整合性を高めるため）
 - IFRS 解釈指針委員会の活動
- 主要コンバージェンス・プロジェクト（収益認識、リース、金融商品）が完了するのが 2012 年となることを考慮すると、2015 年以前に早期適用する企業はほとんどないと考えられる。SEC は、それまでの間、2015 年の任意適用をターゲットとしながら、進捗状況をモニターすべきである。
- SEC は、強制ベースでの IFRS 移行の最良の方法を決定するために、FASB と IASB との協力を続けるべきである。

IFRS 組込みの判断基準

- SEC スタッフ・ペーパーを進める決定が行われる以前に、エンドースメントの規準が明確にされるべきである。
 - IASB が公表した IFRS にも準拠した米国版基準とする際には、その目的に合ったレベルで判断基準が設定されるべきである。
 - スタッフ・ペーパーの「公共の利益と投資家の保護の考慮」判断基準は、詳細ではないが、適切な出発点となる。

将来に向かった適用

- 将来に向かった適用を支持するが、比較可能性の低下について検討すべき。
- 米国企業が、IASB が公表した IFRS への準拠を主張するには、IFRS 第 1 号との不整合の対処を検討する必要がある（IFRS 第 1 号の適用を要求するか、IFRS 第 1 号を修正する）。

監査法人 D

1. 全体的なコメント

- SEC は、IFRS への移行への責任を有する発行者（例えば、大規模会社、多国籍企業 vs. 小規模企業、国内重視企業）のさまざまなニーズと懸念を検討しなければならない。
 - SEC が、企業が効率的で費用対効果の高い方法で個々の移行の懸念に対処できるようにする多面的な解決策を検討することを奨励する。
 - エンドースメント・アプローチを用いて米国の財務報告制度に IFRS を組込めば、移行期間に任意で IFRS を採用する選択肢を発行者に与えることとの組合せにより、作成者等から提起されたさまざまな懸念に対処する際の適切なバランスをもたらすと考えている。
- エンドースメント・アプローチを実施する場合、IFRS を組込む際には、利害関係者のインプットを公開の方法で求めるべきである（デュー・プロセス）。
- FASB が、IFRS のある原則をオーバーライドする（覆す）ことが妥当とされるのは、次の場合であろう。
 - 米国投資家を保護する目的で、公益のために必要であると FASB が判断する場合
 - IASB が公表した IFRS の原則の組込みに対して、法的又は他の運用上の障害がある場合
- SEC スタッフと FASB は、投資家等と協議の上、米国投資家を保護するために必要な IFRS への変更に対するオーバーライドのガイドラインを作成すべきである（FASB は、個々の好みに基づいてオーバーライドはできない）。FASB がオーバーライドするケースは「まれ」であると考えられるが、その場合、SEC は積極的に FASB の決定を監督する。
- SEC が IFRS 組込みのアプローチに関して、2011 年中に（実行可能な限り早期に）決定を行うという公約を維持することを奨励する（それまでに FASB と IASB の MoU プロジェクトが完了しない場合であっても）。

- コンバージェンス・プロジェクトでの FASB と IASB の基準が異なる場合に備えて、SEC スタッフはその対処方法を検討すべきである（例えば、両者の基準を織り込み、一定期間、選択できるようにする、など）。その後 FASB は、どちらのアプローチが投資家の利益となるかを決定することが求められるだろう（投資家とのアウトリーチに基づいて）。
- FASB と IASB が休止中の残存 MoU プロジェクトを継続することは提案しない。（優先 MoU プロジェクト完了後に、IASB はこれらに取り組む）
- 世界中での基準の適用の整合性のために、SEC が規制機関との連携を強化することは重要であるとする。

2. 具体的なコメント

移行（フェーズ分けした移行 vs. 単一の発効日か）

- 最も有効的な移行形態の結論を下す前に、フェーズ分けした移行と単一の発効日について、FASB が調査、アウトリーチを行うようことを奨励する。
- 米国の公開会社に対して IASB が公表した IFRS の早期適用を認めることを検討することを提案する。
- 早期適用を認めた場合、SEC は、US GAAP と IFRS に差異に対処する方法を検討すべきである（次の 2 つの選択肢があるだろう）。
 - FASB が補足的な適用ガイダンスを提供する。
 - 補足的な開示を要求する。

移行（将来に向かって適用 vs. 遡及適用）

- 遡及修正は、作成者の負担となる可能性があることに同意するが、将来に向かった適用は比較可能性が低下するので、作成者の負担を考慮しながら、どちらの方法が最も有用な情報を提供するのかについて、SEC と FASB がインプットを求めるように奨励する。

移行期間

- 5年から7年の移行期間は、発行者のニーズを満たすために合理的だと考える。

修正 (Modification)

- 修正は、次のことに限定されると予想する。
 - IFRS の要求事項の他に追加する開示
 - IFRS が提供するガイダンスの補足的な適用ガイダンス
 - IFRS で利用できる会計処理の選択肢の削除（適用の整合性を高めるため）
- FASB が次の調査を行うことを提案する。
 - エンドースメント・アプローチを使用する法域で、IFRS に対する修正が、容認又は要求されている状況
 - どのような種類の修正が実際に行われたのか

外国企業

- US GAAP に組み込まれた IFRS の提供を要求するのか、IASB が公表した IFRS を認めるのかを、SEC がさらに検討することを提案する。

III. 経済団体 X のコメント概要

- グローバルに受け入れられる高品質な単一の会計基準をゴールとするコンバージェンスを支持。SEC の検討については、下記 2 つの戦略的な命令のバランスが必要。
 - 全企業の財務報告が比較可能となるための単一の会計基準に対する要望
 - 米国投資家のニーズに合致した上で米国の規制環境下でのコスト効果を有した高品質で実行可能な会計基準に対する要求
- その上で、米国会計基準の継続のニーズや FASB のグローバル会計基準設定に向けての実質的な役割を強調。さらに IASB の基準設定プロセスに FASB の役割もより明確に規定することを提案。
- グローバル会計基準の開発が財務報告の規制環境下で機能するには、言語の違い、報告期間の違い（四半期・半期など）、法規制や税制の違いなどが避けて通れない問題であり、コンバージェンスを達成する上で、下記 3 つの側面を議論すべきとも提案。
 - 厳格な規制環境への対応
 - 監査基準と実務の品質
 - 各法域で機能するガイダンスを定める組織の形成
- 米国の規制環境は、会計基準が意図されたように適用されている旨、投資家に対して、リーズナブルな保証を与える構造や過程を有している。他国の法域においても、同様なことが言える。もし規制の厳格性が各国により異なると、投資家は比較可能性を失うこととなる。今日の会計に関する要求水準の相違は、投資家に負担を強いることになろう。会計基準が共通化されたように見えても、各国によってその運用には幅がある可能性が存在するためである。
- スタッフ・ペーパーのすべての側面に支持はするものの、国際的な会計基準の開発がもっと進捗しないと、そのエンドースには慎重になるべきと考えている。SEC は、規制、監査、適用指針設定主体の強みや弱みをきちんとリサーチし、十分な分析を行った後、IFRS を US GAAP に組み込むべきである。

- 複数の会計基準設定主体がどのように結論を出すかで、会計基準が適用される経済環境が異なることになる。会計基準のベースとなる概念フレームワークが完全に正しいと結論付けることは難しい。従って、拠り所となる概念が異なれば、同様なスキルを有する2つの会計基準設定主体が、異なる結論を出すことはあり得るのである。
- 良い会計原則や会計基準とは、投資家に有用な財務報告が経済実態を適切に表したもので、それがリーズナブルなコストで提供されることである。
- その意味で、2011年6月には、FASBとIASBとの間で、金融商品の相殺について異なる結論に達している。別の例では、MoUプロジェクトでは、金融商品会計でも異なる結論（ダイバーシティ）が起こっている。こうした基準開発事例が現実であり、一定レベルの相違が生じることが避けられないことを表している。
- 環境が相違することによって、基準に相違が出ることも否定しないが、完全なコンバージェンスが難しいとしても、各国基準の差異を除去していく作業は財務報告の改善という意味で重要である。

<Incorporation に向けた個別論点>

- 米国会計基準の存続に理解を示す。IFRSを組み込むための法や規制の改正はあまり意味がない。段階を踏んで（フェーズド・アプローチ）、IFRSをUSにエンドースするが唯一の方法である。
- スタッフ・ペーパーに示されたエンドースメントの手続き構造は、会計原則の意見の相違が避けられず調整するニーズがあるものであるという現実を反映すべきである。もし、エンドースメントの手続き構造が機械的なものであれば、グローバルな会計基準設定プロセスへの関わりあい方（スタッフ・ペーパー9頁に記載）は、現実よりかなり願望が入っている感じがする。従って、エンドースメントの過程で変更を行う可能性は、「まれ」ではなく「必要があれば」とすべきである。
- US GAAPにグローバルな会計基準を組み込む変更を行うかどうかについて、FASBにより強い権威を与えるべきである。高品質かつ実効可能な会計基準（単一の会計基準を願う米国環境下でコストにも見合う）は投資家と財務諸表作成者のニーズのバランスで決まるという基本的な考え方を支持する。

- もし FASB が、米国の財務報告システムに関する考え方や開示に関する効果をリサーチする上で、会計基準開発に自立した役割が与えられるのであれば、最終基準発行に当たって米国の懸念が明記されることとなろう。それは、FASB に対して、IASB の特定の考え方や開示要請をエンドースしない、あるいは変更を行う、という力を与えることによって達成される。同様に、SEC は、IASB の米国理事を FASB から選ばせるように要求できれば良いのではないか。
- フェーズド・アプローチのアドプションに同意する。米国企業は、海外の競合相手との比較可能性向上に便益がある大企業と、IFRS への変更による便益が少ない国内主体の業務を行う比較的小さな企業とに分かれ、多岐にわたっている。段階的なアプローチはすべての企業に認められるべきだろう。フェーズド・アプローチは、料金規制業種や石油・ガス業種のような特別な業界のための US GAAP を用いる企業に認められるべきであろう（対応する IFRS が存在しない場合は US GAAP を維持）。
- スタッフ・ペーパーの「IV. 移行要素 (Transition Element)」において、米国固有の会計というニーズはあると考えている。すべての国に、特有の事情、法律、習慣がある。そうした要素には、米国企業向けの必要なガイダンスが FASB によって提供されることを期待する。
- SEC は、IFRS の組み込みに当たっての遡及処理は、コストを踏まえて検討すべきである。
- SEC は、IFRS を米国企業にただちに選択適用するメリットとデメリットを検討すべきである。

IV. 格付機関 Y のコメント概要

一組のグローバルな財務報告基準を支持する

- コンドースメント・アプローチを基本的に支持するが、
 - 1) 5 年から 7 年という長い移行期間、
 - 2) 将来に向けた適用の対象となる IFRS の数を最大限にすること、は最適とは考えていない。
- コンバージェンス・プロジェクトが完了していないことにより、米国での IFRS のアドプションを遅らせるべきではない。

コンドースメント・アプローチ：基準設定主体の役割

- スタッフ・ペーパーで示された FASB の 2 段階（第 1 段階：コンバージェンスの完了、第 2 段階：IASB への意見発信）の役割を支持する。
- しかし、IFRS を却下、修正、追加する権限は制限すべき。
 - 「カーブアウト」や米国版 IFRS を作ることにつながる。
 - 厳格な要件を設けるべき。
- IFRS が規定する以外の追加開示を要求することを FASB に認めることには同意する。
- 補足的ガイダンスや解釈指針を策定する権限については支持しない。
 - IFRS 解釈指針委員会が指針を提供すべき（さまざまな国のメンバーで構成されているため、世界的な整合性が高まる）。
- エンドースメントの際に、IFRS の発効日と同じとなることを期待する。

移行期間は最小とすべき

- 理想としては、欧州のように、同時かほぼ同時が望ましい。
- 移行が同時でない場合、5～7 年は長すぎる。
 - 比較可能性が低下するため、分析の障害となる。
 - 財務制限条項、規制上の要求、契約上の取り決めに影響を与える可能性もある。

遡及適用が好ましい

- 将来に向けた適用は作成者にとって有益だが、利用者が財務情報を分析する妨げとなる。
- 特に、移行が同時でない場合には、修正再表示された財務諸表は分析に役立つ。
- 米国の IFRS アドプションは、IFRS 第 1 号に従うべき。

完全コンドースメント前のアドプション

- 完全コンドースメント又はアドプションするよりも前に、IFRS 適用の選択を認めるべき。
- 早期適用が最善に機能するのは、移行期間が 5～7 年よりも短い場合である。

IFRS アドプションの確実性の欠如

- IFRS をアドプションするかどうか、その時期、について明確にすべき。

開示の拡充と開示フレームワーク

- 移行プロセスとして包括的で原則に基づいた開示フレームワークを開発する必要があると考える。

V. 事業会社のコメント概要

自動車 A 社

- 国際的に受け入れられる 1 組の高品質の会計基準という基本的な目的を支持する。
- 米国財務報告システムにおける IFRS のアドプションは、上記の目的のためのベストな方向であり、我々のような大企業の多国籍企業にとっては、下記のように便益が多い。
 - 多くの会計基準を用いることで生じていたシステムやプロセスの複雑性が減少することで、ビジネスがシンプルになる。
 - 内部統制の標準化
 - 外国所在の子会社の決算書において特有の処理を行わないことによる国際的な取引や資金調達の障害の除去
 - IFRS を用いている欧州の競合相手との比較可能性の向上
- 便益を受ける幅広いステークホルダー（投資家、債権者、規制当局、従業員など）のため、SEC が早く IFRS のアドプションを表明し、具体的なタイムテーブルを示せば示すほど、米国上場企業は早くから IFRS への移行への準備を行うことができ、上記の便益を得ることが出来るであろう。
- 2011 年の SEC の判断では、米国上場企業が IFRS 決算書の作成ができるよう要望する。IFRS の選択適用を認め、その期日を明確することを要望する。
- スタッフ・ペーパーでは、SEC スタッフは、US GAAP の枠組みを維持し、FASB が 5 ～7 年といった明確な期間内において、IFRS を US GAAP に組み込むことを検討している。我々はこうした SEC 方針を支持し、さらには、FASB が米国上場企業に対して、会計基準を通じて統治（govern）する強い権威を維持することを支持する。
 - 具体的には、追加的な解釈指針の策定をする可能性を検討する。
- US GAAP と IFRS との間に一貫性を有するという目的や、修正（Modification）は「まれ」であるべきという考え方もエンドースの際の原則として、強調したい。また「US GAAP」という表現（タイトル）の維持も望んでいる。なぜなら、その方が、US GAAP を参照する契約、法律、規制との間の親和性もあるためである。

- 我々は、コンバージェンスの期間として、5～7 年より短い期間を主張する。コンバージェンスやエンドースメントの期間の広がり、過去の財務諸表の遡及修正など、投資家、債権者、アナリスト、それに上場企業自身にも、複雑性を増加させる。さらに何年にもわたる作業は、移行コストを増大させる。
- 従って我々は、FASB による、現行の IFRS（現在のコンバージェンス・プロジェクトは除く）のエンドースを、SEC が米国企業にアドプションを要求（又は認容）する前の段階で、行うよう強く求める。
- 我々は、「IAS 第 38 号（無形資産）の組込みの遅れは、無形資産の会計基準の比較可能性の面で重要とは考えていない」という提案には、同意しない。
- 我々は、米国内中心にビジネスを展開する小規模企業にとって、IFRS アドプションのコスト面が便益より重いことは認識している。
- フェーズド・アプローチが落ち着きどころであるという理解を踏まえて、我々は SEC に対して、フェーズド・アプローチの完了よりも前に、IFRS をアドプトしたいという米国企業の IFRS 決算書を認容するべく、2011 年中に決定することを主張し続ける。

エネルギー B 社

グローバルな会計基準

- グローバルな会計基準の開発を支持するが、SEC は、その基準開発のプロセスが米国の規制や法的な環境等を考慮に入れることを確実にする必要がある。
 - IASB の基準設定プロセスが、米国の環境を十分に考慮しているのかを評価すべきである。
- 比較可能性の改善の便益に基づいて米国企業が別の会計基準にコミットする以前に、SEC は、主要な資本市場に次のような整備がされているかを検討すべき。
 - 厳格な規制環境（各国の規制機関は、定期的かつ厳しく適用をレビューすること）
 - 高品質な監査基準と実務（PCAOB の役割について検討する必要がある）
 - 活動力があり効果的な解釈組織（IFRS 解釈指針委員会など）が解釈指針を開発する際に米国の環境を考慮に入れること

「コンドースメント」の枠組み

このアプローチが成功するためには、SEC は、以下について考慮すべき。

- 詳細な計画の策定
 - ワーク・プランに示された 3 つの区分の他に、新しい区分を追加する。
 - ✧ 現在 IFRS では扱っていないが、US GAAP で扱っている分野（業界のガイドランスなど）
 - 各区分の組込みプロセスは、デュー・プロセスの対象とする（FASB は公開文書を公表してインプットを求める）。
- 移行に関する明確化
 - 将来に向かった適用を 2 つに区分する。
 - ✧ 区分 1：組込みの発効日以後に行われた取引
 - ✧ 区分 2：財務諸表に表示される最も古い期間以後に行われた取引
 - 移行の負担を軽減するため、比較期間の数を選択的に減らすことを検討すべき。

- **FASB が修正や追加をする能力に関連するプロトコル及びデュー・プロセス**
 - FASB が米国関係者の両方が、IASB のデュー・プロセスを通じて IASB の新しい基準や修正に関与する必要がある。
 - FASB が IFRS の修正や追加をする前にプロトコルを条件とすべきである。
 - FASB が IFRS と矛盾する基準を公表する以前に解決を尽くし、既に組込まれた基準の修正に対して利害関係者のインプットを考慮するデュー・プロセスを利用すべきである。

- **EITF の役割**
 - スタッフ・ペーパーの枠組みは、EITF の役割について具体的に対処すべき。
 - スタッフ・ペーパーによれば、FASB が現在の EITF の役割を担うこととなるように思われる。その場合、SEC は、FASB が解釈の論点に直接に対処する状況を決定するための手続きを策定する必要がある。

コンピューター C 社

フレームワーク

- 個々の IFRS が米国での利用に対して十分な品質であるかを決定するためのエンドースメントの仕組みの開発を支持する。
- 米国利害関係者の保護のために基準を修正する能力を FASB に与えることは理解するが、それが容認される状況について厳格なガイダンスの作成が必要。
(変更が行われるのは次の場合に限るべき)
 - 資本市場の利害関係者に IFRS よりも優れた情報を提供する場合
 - IFRS の情報が米国市場の利害関係者にネガティブな影響を与える場合
- IFRS 解釈指針委員会の活動の強化により、修正や追加の要求は限定されることになるだろう。
 - SEC は、モニタリング・ボードの活動を通じて、IFRS-IC の解釈やガイダンスが適切なレベルとなるように促すようにする。

移行要素

- スタッフ・ペーパーの移行案には反対しないが、大規模企業に対して強制適用の期日を設定し、強制適用前に任意適用を認めるアプローチの方を好む。
- SEC が最終的にスタッフ・ペーパーの移行方法で進める場合には、運用可能とするには次の状況が整っている必要がある。
 - SEC は、米国での利用に適合するものとして IFRS を宣言し、当初の組込みを FASB が完了する期日を設置する。
 - 他の国々と同様に、FASB の当初のエンドースメントでは、SEC が決定した明確な目的に基づいて、IFRS をパッケージとして可否を決定する。
 - すべての米国企業は一定の期日まで IFRS と類似する基準を利用するという理解のもとで、スタッフ・ペーパーのアプローチが利害関係者の最善の利益とならないと考える企業には、強制適用日より前に US GAAP との調整なしに IFRS を利用する選択肢を提供する。

- SEC は、スタッフ・ペーパーで示された移行方法が 5～7 年を超えた長期間の変更とならないようにするために、既存の IFRS を全面的に組込む期日を設定する必要があると考える。
- FASB がデュー・デリジェンスを行う場合には、個々の基準ごとではなく、IFRS パッケージとして行うべきである。
 - 新基準への移行が漸次的となるとしても、組込みの決定は漸次的に行われるべきでない。
- 漸次的な移行を遂行するためには、エンドースした IFRS を、2 つの区分に分けることを支持する。
 - (1) SEC の指定したタイムフレーム内で置き換え（修正）されて発効となることが予想される基準
 - (2) その他
- 現在 IASB のアクティブ・アジェンダにある基準の組込みを遅らせることは支持しない。

便益とリスク

- スタッフ・ペーパーのアプローチは、強制的アドプションに比べて、次のようなリスクがあると懸念する。
 - 5 年から 7 年という期間が延長される可能性が高い。
 - IFRS の基準間に関連があるとする、漸次的アプローチは、移行期間に「第三の GAAP」を生み出すことを回避できない。
 - 基準の修正や基準ごとに組込みを決定する能力を FASB に与えることにより、US GAAP が将来的に IFRS と同じとなる可能性が低くなる。
 - 漸次的アプローチのコストは、アドプションのアプローチのコストよりも大きくなる可能性が高い（主として、システムの継続的な変更のため）。
 - 将来に向けたアプローチ（毎年多くの会計基準を修正するアプローチ）は、投資家の最善の利益とはならない。
- 漸次的な移行の影響は毎年一定とはならない。

その他

- IFRS 第 1 号が変更されない場合に、スタッフ・ペーパーで提案された組込み方法の下で、IFRS の準拠について無限定の記載ができるのか納得していない。

以 上